

令和7年度 市民税・道民税・森林環境税（兼国民健康保険税・介護保険料）申告の手引き

この手引きは、「令和7年度市民税・道民税・森林環境税申告書（兼国民健康保険税・介護保険料）（以下、「個人住民税の申告書」といいます。）の記入にあたって、一般的な事項について説明しています。申告や各種計算方法などについてご不明点がございましたら、石狩市役所税務課市民税担当にお問い合わせください。

● 個人住民税の申告書を提出する必要がある方

- (1) 令和7年1月1日現在市内に居住し、令和6年1月～令和6年12月の間（以下「令和6年中」といいます。）に所得のあった方
※ 令和6年中に収入がなかった方でも、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている方、また所得や課税の証明が必要な方は、個人住民税の申告が必要です。
- (2) 令和6年中の所得が給与所得のみの方で、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方
※ 令和6年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の確定申告書を提出した方は、個人住民税の申告書を提出する必要はありません。
- (3) 令和6年中の公的年金等の収入が400万円以下であり、それ以外の所得が20万円以下である方で、所得税等の確定申告を行わなかった方のうち、源泉徴収票に記載済以外の各種控除（社会保険料控除・医療費控除・生命保険料控除など）の適用を受けようとする方
- (4) 副業の所得が20万円以下であるなどの事由から、所得税等の確定申告を省略した方
※ 個人住民税では、所得税のような申告不要制度というものはありませんので、確定申告を省略した場合でも個人住民税の申告が必要です。
- 【注意】
所得税等の還付を受けられる方や、確定申告書を提出することが要件とされている特例（株式等の損失の翌年以降への繰越しなど）を受けられる方は、所得税等の確定申告が必要です。また、社会保険料については納付方法に限らず（納付書払い、口座振替）、申告しなければ控除の対象となりませんのでご注意ください。

● 申告に必要な書類など

区分		必要な書類など	
本人確認		○ マイナンバーカード（通知カードと運転免許証や健康保険証などの本人確認書類でも可） ※ 扶養親族の分も必要です	
収入・経費		○ 給与所得または公的年金等の源泉徴収票（受給者交付用） ○ 報酬や個人年金に係る支払調書 ○ 事業（営業等・農業）や不動産などの収入がある方は、収入と経費を記入した収支内訳書 ※ 扶養親族の分も必要です	
社会保険料控除		○ 任意継続健康保険料の領収書 ○ 国民年金保険料を納付している方は、国民年金保険料控除証明書 ○ 当市以外の税または保険料として納めた国民健康保険税（料）・後期高齢者医療保険料・介護保険料がある場合には、その領収書または納付額証明書（令和6年中に支払った分）	
生命保険料控除		○ 生命保険料控除証明書（一般用・個人年金用・介護医療用）	
地震保険料控除		○ 地震保険料控除証明書 ○ 平成18年末までに締結した長期損害保険の控除証明書	
障害者控除		○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ○ 障害者控除対象者認定書（介護保険による「要介護認定者」のうち、障害者控除の対象となる方の認定書で、申請に基づき市の高齢者支援課が発行します。）など	
医療費控除 （①か②のいずれかを選択）	① 従来の医療費控除	○ 医療費控除の明細書（高額療養費や入院費給付金、出産育児一時金などの補填されている金額も記載すること） ○ 医療費通知（明細書に記載した場合は原本が必要。なお、医療費通知に記載されている内容は、年の途中までの場合があるため、記載されていない分の医療費は、領収書に基づき記入すること。）	
	② セルフメディケーション税制（医療費特例控除）	両方必要	○ 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診など、一定の取り組みを行った際の領収書または結果通知票 ○ セルフメディケーション税制の明細書
寄附金控除		寄附した団体などから交付を受けた領収書（寄附金控除証明書）など	

● 申告の受付・申告書の提出にあたって

- <申告の受付>
令和7年1月24日（金）から3月17日（月）までの期間は、石狩市内に申告会場を設け受付を行っています。申告会場の日程、受付時間等については、「広報いしかり（1月号）、（2月号）」をご覧ください。
- <自己作成した申告書の提出>
申告書をご自分で記入し、必要書類を添付いただける方は、前記の申告の受付期間までに限り、市役所1階15番窓口にて申告書等を入れる箱を用意していますので、ご利用ください。郵送でご提出される方は、下記お問い合わせ先までお送りください。

● お問い合わせ先：石狩市役所 財政部税務課市民税担当

〈住 所〉〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2 〈電 話〉0133-72-3119（直通）

● 所得の種類と所得金額の計算方法

種 類 ※1		内 容
		所得金額の計算方法
事業所得	① 営業等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、農業などの事業をしている場合に生じる所得
	② 農業	事業所得※2 = 総収入金額 - 必要経費（売上原価、光熱費、減価償却費など）
	③ 不動産所得	不動産等の貸付による所得
		不動産所得※2 = 総収入金額 - 必要経費（減価償却費、租税公課、修繕費など）
	④ 利子所得	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配などによる所得（源泉分離課税分は除く）
		利子所得 = 収入金額
	⑤ 配当所得	法人から受ける剰余金の配当や、投資信託等の収益の分配などの所得
		配当所得 = 収入金額 - 株式などの元本取得のために要した負債の利子
	⑥ 給与所得	給料、賃金、ボーナスなどの所得
		給与所得 = 収入金額 - 給与所得控除額 ⇨ 求め方は【表1】を参照してください
雑所得	⑦ 公的年金等	公的年金による所得（遺族年金、障害年金を除く）
		雑所得 = 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額 ⇨ 求め方は【表2】を参照してください
	⑧ 業務	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得
	⑨ その他	原稿料や講演料、個人年金など他の所得に該当しない所得
		雑所得 = 総収入金額 - 必要経費
⑪ 総合課税の譲渡所得	機械やゴルフ会員権などの資産を譲渡したことによる所得	
	保有期間が5年以内の譲渡は短期譲渡、5年を超える譲渡は長期譲渡となります。	
	譲渡所得 = { 譲渡収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) } - 特別控除額※3	
⑪ 一時所得	生命保険の満期保険金（一時金）、解約返戻金、賞金や懸賞当せん金などの所得	
	一時所得 = 総収入金額 - 収入を得るために支出した金額 - 特別控除額※3	

※1 分離課税に係る所得などにつきましては、税務課市民税担当までお問い合わせください。

※2 青色申告者の場合は、「青色申告特別控除」の適用があります。

※3 特別控除額は、50万円が上限です。

注）丸数字は、申告書の該当欄の番号を示しています。

● 所得控除等の種類と控除額※について

⑬社会保険料控除	本人や生計を一にする配偶者その他親族が負担することになっている社会保険料（健康保険、介護保険など）を支払った場合 → 支払金額の全額			
⑭小規模企業 共済等掛金控除	共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金を支払った場合 → 支払金額の全額			
⑮生命保険控除	生命保険契約や個人年金保険契約、介護医療保険契約等について、本人が支払った保険料や掛金がある場合 [一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料に区分し、それぞれで計算した控除額の合計（控除限度額 70,000円）] 生命保険料・個人年金保険料について、新・旧両方の契約がある場合は、新旧それぞれの控除額を下の表より算出し、さらにア・イのいずれか多い金額が控除額となります。介護保険料は新契約と同じ計算方法です。			
	ア 旧契約のみで算出した控除額（控除限度額 35,000円）			
	イ 旧契約と新契約それぞれで算出した控除額の合計（控除限度額 28,000円）			
	旧契約（平成23年12月31日以前の契約）の計算方法		新契約（平成24年1月1日以後の契約）の計算方法	
	支払金額	控除額	支払金額	控除額
	～ 15,000円	支払金額の全額	～ 12,000円	支払金額の全額
⑯地震保険料控除	15,001円 ～ 40,000円	支払金額×0.5+7,500円	12,001円 ～ 32,000円	支払金額×0.5+6,000円
	40,001円 ～ 70,000円	支払金額×0.25+17,500円	32,001円 ～ 56,000円	支払金額×0.25+14,000円
	70,001円 ～	35,000円	56,001円 ～	28,000円
	損害保険契約等について、本人が支払った保険料や掛金がある場合 ※ 地震保険料と旧長期損害保険料に区分し、それぞれで計算した額の合計（控除限度額 25,000円） ※ 一契約で地震と旧長期の両方に該当する場合は、どちらか一方のみの控除額となります。			
	地震保険料		旧長期損害保険料	
	支払金額	控除額	支払金額	控除額
	～ 50,000円	支払金額×50%	～ 5,000円	支払金額の全額
	50,001円 ～	25,000円	5,001円 ～ 15,000円	支払金額×50%+2,500円
			15,001円 ～	10,000円

3 ページ目に続きます→

⑰ 寡婦控除 ⑱ ひとり親控除		本人が寡婦、ひとり親である場合						
		要 件		控除額				
		共通	○ 合計所得金額が500万円以下であること ○ 本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと※4。 ※4 本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人とは、次の人を言います。 ① 本人が住民票に世帯主と記載されている場合、同一世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄として、世帯主の未届の夫または未届の妻など、これらと同一の内容である旨の記載をされた人。 ② 本人以外が住民票に世帯主と記載されている場合、住民票に世帯主との続柄として、世帯主の未届の夫または未届の妻など、これらと同一の内容である旨の記載をされている人。					
		寡婦	1 夫と死別した方、または夫の生死が不明な方 2 夫と離婚した方で扶養親族を有する方	26万円				
		ひとり親	現に婚姻されていない方または、配偶者の生死が不明な方で、生計を一にする子※5を有すること。 ※5 総所得金額48万円以下の場合に限る	30万円				
⑲ 勤労学生控除		本人が学生で、前年の合計所得金額が75万円以下、かつ給与所得等以外の所得金額※6が10万円以下の場合 → 26万円 ※6 自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得または雑所得以外の所得						
⑳ 障害者控除		本人や同一生計配偶者※7、扶養親族（16歳未満を含む）が障害者である場合						
		主な障害の内容		控除額				
		普通障害者	身体障害者手帳3～6級、精神障害者保健福祉手帳1級以外など	26万円				
		特別障害者	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級など	30万円				
		同居特別障害者	上記特別障害者の方が本人または本人と生計を一にする親族と同居している	53万円				
		※7 合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族または事業専従者となっている場合を除く）						
㉑ 配偶者控除 ㉒ 配偶者特別控除		本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族または事業専従者となっている場合を除く）の合計所得金額が表に当てはまる場合						
		配偶者の合計所得金額 (70歳以上の方は、昭和30年1月1日以前に生まれた方)		本人の合計所得金額 ※8 (給与所得のみの場合の給与等の収入金額)			扶養 該当	
				900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)		
		配偶者控除	70歳未満 (控除対象配偶者)	48万円以下	33万円	22万円	11万円	○
			70歳以上 (老人控除対象配偶者)		38万円	26万円	13万円	○
		配偶者特別控除	48万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円	×
			100万円超 105万円以下		31万円	21万円		×
			105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円	×
			110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円	×
			115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円	×
			120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円	×
			125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円	×
		130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円	×	
				※8 所得金額調整控除 (P4) の適用がある場合には、上記表のかっこ書きについて、その金額に5万円を加算します。 ※ 配偶者が扶養に該当しない場合は非課税判定の人数に含まれず、配偶者が障害者であっても（特別）障害者控除の対象とはなりません。				
㉓ 扶養控除		本人と生計を一にする扶養親族で、合計所得金額が48万円以下の場合 ※ 他の者の扶養親族となっている場合を除く						
		区分	内容		控除額			
		一般扶養控除	16歳以上 (平成21年1月1日以前生まれ) で下記に該当しない		33万円			
		特定扶養控除	19歳以上 23歳未満 (平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ)		45万円			
		老人扶養控除	70歳以上 (昭和30年1月1日以前生まれ) で下記に該当しない		38万円			
		同居老親等扶養控除	70歳以上で、本人や配偶者の直系尊属であり、同居している		45万円			
年少扶養		16歳未満 (平成21年1月2日以後生まれ)		控除額は0円ですが、非課税の算定に必要です				
㉔ 基礎控除		全ての方に適用される控除						
		本人の合計所得金額		控除額				
		2,400万円以下		43万円				
		2,400万円超2,450万円以下		29万円				
		2,450万円超2,500万円以下		15万円				
2,500万円超		適用なし						
㉕ 雑損控除		災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合						
		1 (損害金額－保険金などで補填される金額) － (総所得金額等×10%) 2 災害関連支出の金額－5万円		1・2のいずれか多い金額				
㉖ 医療費控除 (いずれかを選択)	従来の医療費控除	本人や生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費がある場合 支払った ー 保険金などで ー 1 10万円 医療費の金額 補填される金額 2 総所得金額等の5% 1・2のいずれか少ない金額 (控除限度額 200万円)						
	セルフメディケーション税制 (医療費特例控除)	健康の維持増進及び疾病の予防の取組として一定の取組※9を行う個人が、スイッチOTC医薬品※10を合計 12,000 円を超えて購入した場合スイッチOTC医薬品購入額 ー 12,000 円 (控除限度額 88,000 円) ※9 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診 ※10 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品 (対象となる医薬品の多くに  のマークがついています)						
15 寄附金税額控除		令和6年中に次の1から4の団体に対して行った寄附の合計額が2,000円を超える場合						
		1 都道府県・市町村・特別区 (ふるさと納税)	3 北海道が条例により指定した団体	注) 申告された方は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受けられません。				
		2 住所地の共同募金会・日本赤十字社支部	4 石狩市が条例により指定した団体					
		※ 個人住民税では、住所地以外の共同募金会・日本赤十字社支部への寄附は控除の対象外となります。						

※ この表は、市民税・道民税の控除額です。所得税との控除額が異なる部分については、別紙「市民税・道民税と所得税の控除一覧」を参照願います。

【表 1】給与所得の求め方

収入金額	所得金額	
～ 550,999 円	0 円	
551,000 円 ～ 1,618,999 円	収入金額－550,000 円	
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	収入金額÷ 4 (千円未満の端数切捨) ＝_____,000 円・・・A	A×2.4＋100,000 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円		A×2.8－80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円		A×3.2－440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	収入金額×0.9－1,100,000 円 (1 円未満の端数切捨)	
8,500,000 円 ～	収入金額－1,950,000 円 ※一定の条件を満たす場合には所得金額調整控除 ^{※10} が適用されます	

【表 2】公的年金等に係る雑所得の求め方

年齢	公的年金等の 収入金額の合計額	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
65 歳未満 (S35.1.2 以後に生まれた方)	1,299,999 円まで	収入金額－600,000 円	収入金額－500,000 円	収入金額－400,000 円
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	収入金額×0.75－275,000 円	収入金額×0.75－175,000 円	収入金額×0.75－75,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	収入金額×0.85－685,000 円	収入金額×0.85－585,000 円	収入金額×0.85－485,000 円
	7,700,000 円から 9,999,999 円まで	収入金額×0.95－1,455,000 円	収入金額×0.95－1,355,000 円	収入金額×0.95－1,255,000 円
	10,000,000 円以上	収入金額－1,955,000 円	収入金額－1,855,000 円	収入金額－1,755,000 円
65 歳以上 (S35.1.1 以前に生まれた方)	3,299,999 円まで	収入金額－1,100,000 円	収入金額－1,000,000 円	収入金額－900,000 円
	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	収入金額×0.75－275,000 円	収入金額×0.75－175,000 円	収入金額×0.75－75,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	収入金額×0.85－685,000 円	収入金額×0.85－585,000 円	収入金額×0.85－485,000 円
	7,700,000 円から 9,999,999 円まで	収入金額×0.95－1,455,000 円	収入金額×0.95－1,355,000 円	収入金額×0.95－1,255,000 円
	10,000,000 円以上	収入金額－1,955,000 円	収入金額－1,855,000 円	収入金額－1,755,000 円

※ 給与所得及び公的年金等の雑所得があり、一定の条件を満たす場合には所得金額調整控除^{※10}が適用されます。

※10 所得金額調整控除について

次に該当する場合には、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。なお、下記(1)、(2)の両方に該当する場合には、(1)の控除後に(2)の金額を控除します。

(1) 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

- ア 本人が特別障害者に該当する
- イ 年齢が 23 歳未満の扶養親族がいる
- ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる

所得金額調整控除額＝{ 給与等の収入金額（1,000 万円超の場合は 1,000 万円）－ 850 万円 } × 10%

※ 1 円未満の端数がある場合にはその端数を切り上げます。

(2) 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が 10 万円を超える場合

所得金額調整控除額＝（給与所得控除後の給与等の金額※＋公的年金等に係る雑所得の金額※）－10 万円

※それぞれ所得の金額が 10 万円を超える場合は 10 万円とする